

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。  
別表中「市長政策課長」を「市長政策・市民協働課長」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。